

○金沢市税賦課徴収条例施行規則

昭和35年4月1日
規則第15号

(軽自動車税の種別割の減免)

第8条の2 条例第72条の2第1項及び第72条の3第1項の規定による軽自動車税の種別割の減免は、次の各号に掲げる軽自動車等(条例第66条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第72条の2第1項に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
 - ア 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関のうち、同条の厚生労働大臣の定める者が開設した病院又は診療所が所有する救急自動車である軽自動車等及びこれらの医療機関が所有し、かつ、へき地巡回診療のために使用する軽自動車等
 - イ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、収益事業を行わないものが所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等
 - (ア) 専ら身体若しくは精神に障害を有し、又は知的障害がある者であつて、歩行が困難なものの輸送の用に供する軽自動車等
 - (イ) 専ら児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により委託又は入所の措置の対象となった児童の輸送の用に供する軽自動車等
 - (2) 条例第72条の3第1項第1号に該当する軽自動車等のうち、当該軽自動車等の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証に事業用と記載されている軽自動車等以外の軽自動車等全額の免除
 - (3) 条例第72条の3第1項第2号に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
 - ア 車椅子の昇降装置及び固定装置を装着している軽自動車等
 - イ 浴槽を装着している軽自動車等
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長がその構造が専ら身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者の利用に供すると認める軽自動車等
- 2 前項第2号に該当する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の減免は、軽自動車等を所有する身体障害者等(次条に規定する身体障害者等をいう。以下この項において同じ。)又は同条第1号に規定する者で年齢18歳未満の身体障害者若しくは同条第3号若しくは第4号に規定する者と生計を一にする者で当該軽自動車等を所有するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。
- (1) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、既に当該減免を受けている場合
 - (2) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、当該減免に相当する事由により他の地方公共団体における軽自動車税の種別割の減免等を受けている場合
 - (3) 当該身体障害者等の利用に係る自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。)について、当該減免に相当する事由により自動車税の減免等を受けている場合
(平24規則25・追加、平26規則22・令元規則25・令5規則19・一部改正)